

公 告

荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・
調査検討・設計）に関する協定の締結

次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 1 0 日

国土交通省関東地方整備局
荒川上流河川事務所長 萩原 健介

1. 協定の概要等

（１）協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され、荒川上流河川事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計）（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

（２）業務の実施区域

荒川上流河川事務所管内 別添－１のとおり

（３）協定期間 協定締結日～令和 1 1 年 8 月 3 1 日

（４）協定書（案）別添－２のとおり

（５）その他

協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。

また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区分	内容	協定締結 業者予定数	業種
区分（１）	工事用測量に関する業務	1 0 社程度	測量
区分（２）	UAV 等による空中写真測量に関する業務	1 0 社程度	測量
区分（３）	地質調査に関する業務	1 0 社程度	地質調査業務
区分（４）	治水対策検討等に関する業務	1 0 社程度	土木関係建設コンサルタント業務
区分（５）	治水施設（護岸・堤防・樋管（門）等）の詳細設計に関する業務	1 0 社程度	土木関係建設コンサルタント業務

3. 資格要件

(1) 企業要件

1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第98条において第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 上記2. の区分（1）・（2）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

上記2. の区分（3）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

上記2. の区分（4）・（5）については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

3) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（3.（1）2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

※設計共同体については、本協定の対象としない。

6) 業務実績

「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した次に示す業務において、平成28年度以降公示日までに完了した1件以上の実績を有すること。

「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）とする。（以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。）（上記注1から注5については巻末に記載する。）

但し、以下の業務は実績として認められない。

ア) 実績として確認できない業務

- ・一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」（以下「テクリス」という。）に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で実績として確認できない業務。

- ・業務実績を証明するために添付した書類において実績として確認できない業務。

イ) 再委託による業務

ウ) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。

但し、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局

発注業務でテクリスに登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。

エ) 業務成績評定（注6）のうち、業務評定点が60点未満の業務

なお、国交省等（注7）発注業務において以下の場合には業務評定点が65点未満の業務とする。

- ・平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務。
- ・平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務。
- ・平成25年10月1日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務。

但し、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第360号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成30年1月4日付け国官技第187号）、及びこれらと同等の成績評定要領（注8）（以下、「地整成績評定要領等」という。）に基づく業務成績評定以外の業務は、この限りではない。

（上記 注6から注8については巻末に記載する。）

企業業務実績は、以下のとおりとする。

- 区分（1）：河川における工事用測量に関する業務
- 区分（2）：河川における UAV 等による空中写真測量に関する業務
- 区分（3）：河川における地質調査に関する業務
- 区分（4）：治水対策検討等に関する業務
- 区分（5）：治水施設の詳細設計に関する業務

7) 業務成績

企業業務成績は、以下のとおりとする。

令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務のうち、国交省等発注業務における本業務の業種区分の平均業務評定点が60点以上であること。

但し、国交省等発注業務の実績（100万円を超える業務）がない場合は、この限りではない。

8) 地理的条件を参加者に要求される資格とする設定の有無及び設定内容については、次に示すものとする。

区分（1）：本店が東京都内、埼玉県内又は群馬県内に所在すること。

区分（2）・（4）・（5）：本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

区分（3）：本店、支店又は営業所が埼玉県内に所在すること。

なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争（指名競争）参加資格の別により以下の通りとする。

i) 区分（1）、区分（2）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式①－1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式③」（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

ii) 区分（３）・区分（４）・区分（５）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式①－１」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）の申請書「様式③」（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載してある営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に 1 名以上駐在）している支店等営業所をいう。

（２）技術者要件

２）技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分（１）・（２）について

ア)	測量士
----	-----

区分（３）について

ア)	技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設－土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」）
イ)	技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）
ウ)	国土交通省登録技術者資格
エ)	土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級：資格分野を「地盤・基礎」（上記ウを除く））

区分（４）・（５）について

ア)	技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
イ)	技術士（建設部門）
ウ)	国土交通省登録技術者資格
エ)	RCCM（上記ウを除く）
オ)	土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（上記ウを除く）

４．評価に関する事項

（１）評価項目と評価基準

別表－１ 評価基準表に基づき評価する。

５．手続き等

（１）本協定締結申請者は、３．に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、

申請書を提出し、荒川上流河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 担当部局

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町3-12

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所防災対策課

TEL 049-246-6384

FAX 049-243-6078

メールアドレス ktr-arajo-saitai01@mlit.go.jp

(3) 申請書類

1) 申請書様式-1～様式-3

(4) 申請書類の交付方法

1) 交付期間

令和8年7月10日(金)から令和8年7月27日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

2) 交付方法

国土交通省荒川上流河川事務所ホームページよりダウンロードすること。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/>

(5) 申請書類の提出

申請書類を提出する場合は、以下の点に留意すること。

1) 配布された様式(申請書様式-1～様式-3)を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上、提出時はPDFファイル形式に限る。なお、電子データを提出する際は、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

2) 申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ(2つ以上のファイルは認めない。また、複数のファイルを圧縮ファイルにすることにより1つのファイルにすることは認めない。)、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は10MB以内に収めること。但し、圧縮することにより10MB以内に収まる場合は、ZIP形式又はLZH形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

3) 様式-1の押印は、不要である。

4) 提出方法

電子メールにより提出すること。

提出先: ktr-arajo-saitai01@mlit.go.jp

なお、電子メールの件名は「荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務に関する協定の締結 参加申請」(会社名)とすること。

また、電子メールにて提出した後は、5.(2)担当部局に電話にて受信確認を行うこと。

5) 提出期限

令和8年7月27日(月) 17時15分

(6) 添付資料

1) 地理的条件

様式-2の地理的条件に関して、「支店又は営業所」を記載した場合、以下の資料

を添付すること。

【区分（２）の場合】

- ・測量法に基づく測量業者としての登録通知（地方整備局長の印があるもの。）の写し。（詳細は別添３による。）
- ・測量業者登録申請書の写し（第一面、別表第十一（第十二条関係）別紙、添付書類（ト）誓約書の部分）（最新のもの）。（詳細は別添３による。）

なお、別表第十一（第十二条関係）別紙、添付書類（ト）誓約書の部分に支店・営業所の所在地及び技術者の登録が記載されていない場合は、測量業者登録申請時に提出した付属資料を添付すること。

【区分（３）の場合】

地質業者登録をしている者は、以下の資料。（詳細は別添３による。）

- ・地質業者登録規程による地質調査業者現況報告書の表紙（様式第１６号イ。受付印のあるもの）。
- ・支店営業所の記載がある部分（様式第１６号ホ）の写し（最新のもの）。地質業者登録をしていない者は、以下の資料。
- ・「支店、営業所」に常駐（常に１名以上在駐）している技術者の経歴書（複数可）。
- ・経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に契約者の確認印を押印したもの）。

【区分（４）（５）の場合】

- ・「支店、営業所」に常駐（常に１名以上在駐）している技術者の経歴書（複数可）。
- ・経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に契約者の確認印を押印したもの）。

２）地域貢献度

様式－２の地域貢献度に関して、以下の資料を添付すること。

①災害活動実績

- ・災害活動実績時の災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等※の写し。

※個別業務の依頼文のみの添付では、当該業務内容が災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない場合があることから、契約書又は令和３年度以降公示日提出までに発行された災害活動実績に係る証明書の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）の添付を要する。

- ・上記機関が協会等と災害協定を締結している場合において、参加者が当該協会等の構成員として災害活動を実施した場合は、参加者が当該協会に所属して災害活動を実施したことが確認できる資料についても添付を要する。

②災害協定

- ・災害協定書の写し、年度更新における通知文及び依頼文の写し（国の機関、地方公共団体、特殊法人等が発効したもの）

※企業単体との協定を対象とし、協会等の団体との災害協定は含まない。

３）技術者資格

様式－３の技術者資格に関して、配置予定技術者の保有資格を証明する資格者証等の写しを添付すること。

4) 業務実績

様式－２の業務実績に関して、以下の資料を添付すること。

- ・実績として記載した業務が、テクリスに登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はないが、テクリスに登録されている内容だけでは実績として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。
- ・テクリスに登録されていない業務の場合は、その業務を担当した事及び業務内容が同種又は類似にあたることを確認できる書類（契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書 等の該当部分の写し）を添付すること。
- ・国交省等発注業務の場合は、業務成績評定を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。

5) 業務成績

様式－２、様式－３の業務成績に関して、テクリスの業務成績評定で評価するため、資料の添付は不要である。

6) 優良表彰

様式－２、様式－３の優良表彰に関して、関東地方整備局発注業務の優良業務表彰又は優秀技術者表彰の実績は、発注者が確認を行うため表彰状等の写しを添付は不要である。

(7) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 荒川上流河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 4) 質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

配布された質問書様式（参考資料１）を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上、提出時はPDFファイル形式に限る。なお、電子データを提出する際は、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

②受領期間

令和８年７月１０日（金）から令和８年７月１５日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日８時３０分から１７時１５分までとする。

③提出場所

電子メールにより提出すること。

提出先：ktr-arajo-saitai01@mlit.go.jp

なお、電子メールの件名は「荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務に関する協定の締結に関する質問」（会社名）とすること。

また、電子メールにて提出した後は、５．（２）担当部局に電話にて受信確認を行うこと。

- 5) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

6. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により 3. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、提出された申請書により評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2) 評価の方法

別表－1 に 3. と 4. に関する資格要件と評価項目を一覧表で示す。

区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は 100 点とする。

※分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

7. 協定締結者への通知

「荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討）に関する協定」の締結についての通知は、令和 8 年 8 月 18 日（火）（予定）をもって協定締結者に通知する。

8. 非締結に関する事項

- (1) 協定を締結しなかった者（参加資格がないと認められた者及び申請書、資料等が適正と認められなかった者等）は、担当部局に対して締結しなかった理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。

①提出方法

文字サイズは 10 ポイント以上、提出時は PDF ファイル形式に限る。なお、電子データを提出する際は、ウィルス対策を実施した上で提出すること。（様式は自由とする。）

②提出期限

令和 8 年 8 月 19 日（水）17 時 15 分

③提出場所

電子メールにより提出すること。

提出先：ktr-arajo-saitai01@mlit.go.jp

なお、電子メールの件名は「荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務に関する協定の非締結に関する事項」（会社名）とすること。

また、電子メールにて提出した後は、5. (2) 担当部局に電話にて受信確認を行うこと。

- (2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和 8 年 8 月 24 日（月）までに、説明を求めた者に対し、書面にて回答する。

（注 1）「特殊法人」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に示す以下のものをいう。

- ・国際空港(株)：新関西、成田
- ・高速道路(株)：東日本、中日本、西日本、本州四国連絡、首都、阪神
- ・中間貯蔵・環境安全事業(株)
- ・沖縄科学技術大学院大学学園

- ・日本中央競馬会
- ・国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構、日本原子力研究開発機構、森林研究・整備機構
- ・独立行政法人 空港周辺整備機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際協力機構、国立科学博物館、国立高等専門学校機構、国立女性教育会館、国立青少年教育振興機構、国立美術館、国立文化財機構、自動車事故対策機構、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、水資源機構及び労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第3条に示す独立行政法人を含む）
- ・国土交通省所管のその他の国立研究開発法人、独立行政法人
- ・地方共同法人日本下水道事業団
- ・国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等

（注2） 「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する以下のものをいう。

- ・普通地方公共団体
都道府県、市町村
- ・特別地方公共団体
特別区、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団

（注3） 「地方公社」とは、以下のものをいう。

- ・地方道路公社法に基づく「道路公社」
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」
- ・地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」

（注4） 「公益法人」とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

（注5） 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、以下のものをいう。

鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社、注1～注4及び上記公益民間企業が設置した研究機関

（注6） 「業務成績評定」とは、注8における「業務評定点」と「技術者評定点」を総称している。

（注7） 「国交省等」とは、以下のものをいう。

各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも農水、漁港、港湾空港関係を除く）

(注8) 「地整成績評定要領等」における「これらと同等の成績評定要領」とは、注7の発注機関が採用する「地方整備局成績評定要領」及びそれに準じた成績評定要領をいう。

また、「国土地理院請負測量業務成績評定要領」における職務上の「担当技術者」は技術者評定点の対象とせず、「作業班長」を「地方整備局成績評定要領」における「担当技術者」に読み替えて扱う。

協定区間（荒川上流河川事務所管内）

河川名	区 間	
	上流端	下流端
荒川	埼玉県深谷市大字荒川 字天神274番2地先の花園橋下流端	埼玉県深谷市大字田中字上根 959番6地先の水管橋上流端
	左岸： 埼玉県深谷市大字 菅沼前久保484番地先 右岸： 埼玉県深谷市大字 本田坂下2163番の2地先	笹目橋第一橋
支川		
入間川	埼玉県川越市大字的場字弁天1127番7地先 の関越自動車道入間川橋上流端	荒川への合流点
越辺川	左岸： 埼玉県比企郡鳩山町大字 赤沼天神下57番の2地先 右岸： 埼玉県入間郡毛呂山町大字 苦林字清水338番地先	入間川への合流点
都幾川	左岸： 埼玉県東松山市大字 石橋字川原毛山4番の1地先 右岸： 埼玉県東松山市大字 下唐子字榎町154番の1地先	越辺川との合流点
高麗川	左岸： 埼玉県坂戸市大字 森戸字赤城847番地先 右岸： 埼玉県坂戸市大字 森戸字上河原1146番地先	越辺川との合流点
都幾川	左岸： 埼玉県川越市大字 小堤字春日144番地先 右岸： 埼玉県川越市大字 吉田字西原1499番地先	越辺川との合流点

荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務(測量・地質調査・
調査検討・設計・用地境界測量等)に関する協定書(案)

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長 萩原 健介(以下「甲」という。)と、〇〇〇〇
〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協
定する。

(目的)

第 1 条 この協定は、荒川上流河川事務所の管理区間内(以下「管内」という。)において、災害が
発生した場合に、被害施設の早期復旧と拡大防止に資することを目的とする。

(業務の実施区域)

第 2 条 業務の実施区域は、荒川上流河川事務所管内とする。

(業務の内容)

第 3 条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における(※)とす
る。

上記(※)部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

区分	内容	協定締結業者予定数
区分(1)	工事用測量に関する業務	10社程度
区分(2)	UAV等による空中写真測量に関する業務	10社程度
区分(3)	地質調査に関する業務	10社程度
区分(4)	治水対策検討等に関する業務	10社程度
区分(5)	治水施設(護岸・堤防・樋管(門)等) の詳細設計に関する業務	10社程度

(技術者)

第 4 条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に
掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、遅滞なく別紙－ 1
により甲に報告するものとする。

2. 乙は、本協定期間内においては、毎年 8 月 31 日までに、9 月 1 日の技術者の雇用状況につ
いて、別紙－ 2 により甲に報告するものとする。

(業務の要請)

第 5 条 甲は、乙に対し、第 2 条の業務の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するた
めの出勤を書面(第 1 報は電話で可)により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出勤要請の連絡を受ける者を、あらかじめ別紙－ 3 により甲に報告するものと

する。また、出勤要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく別紙ー3により甲に報告するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、第5条に基づく出勤の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 業務の直接の指示は、荒川上流河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、乙に第5条の出勤を要請した場合は、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（訓練・研修等への参加）

第12条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

(有効期限)

第 13 条 本協定の有効期限は、協定締結日から令和 11 年 8 月 31 日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第 14 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局

荒川上流河川事務所長 萩原 健介

乙 ○○○○ ○○○○

○○○ ○○○○

令和 年 月 日

国土交通省関東整備局
荒川上流河川事務所長 様

提出者) 住所
会社名
作成者) 担当部署
氏名
電話番号
E-mail

荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計）に関する協定
技術者変更届出

荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計）に関する協定第4条第1項に基づき、下記のとおり技術者の変更が生じたため報告いたします。

記

1. 区分
2. 変更前
3. 変更後
4. 変更理由

報告先 : 荒川上流河川事務所 防災対策課
メール : ktr-arajo-saitai01@mlit.go.jp
電話番号 : 049-246-6384

令和 年 月 日

国土交通省関東整備局
荒川上流河川事務所長 様

提出者) 住所
 会社名
作成者) 担当部署
 氏名
 電話番号
 E-mail

荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計）に関する協定
技術者雇用状況報告

荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・調査検討・設計）に関する協定第4条2項に基づき、下記のとおり令和○年9月1日の技術者の雇用状況について報告いたします。

記

1. 区分
2. 配置予定技術者

報告先 : 荒川上流河川事務所 防災対策課
メール : ktr-arajo-saitai01@mlit.go.jp
電話番号 : 049-246-6384

災害協定に基づく支援要請連絡先

会社名	
住所	
電話番号	
FAX番号	
役職	
担当者名	
E-mail	

災害時連絡順序		第1	第2	第3
平日 (8:30～17:15)	役職			
	氏名			
	電話			
	携帯電話			
	メール			
平日夜間 (17:15～翌日8:30) 休日 (8:30～翌日8:30)	役職			
	氏名			
	電話			
	携帯電話			
	メール			

他機関との協定締結状況※1

協定・契約の別※2	締結期間	協定又は契約の相手方
(記入例) 協定	RO/O/O ～ RO/O/O	〇〇〇事務所

※1 通年的に協定又は契約を特定機関と締結している場合に記載する。(対象とする地域は関東整備局管内)

※2 協定によっているもの、契約によるものを記入。

※3 支援要請連絡先に変更が生じた場合、変更箇所を赤字で上書きのうえ報告すること。

報告先 : 荒川上流河川事務所 防災対策課
 メール : ktr-arajo-saitai01@mlit.go.jp
 電話番号 : 049-246-6384

【地理的条件の場合の添付資料（測量の場合）】

参加表明者（企業）の経験及び能力における地域性について、下記測量法に基づく測量業者としての登録通知の写し、測量業者登録申請所の写し（最新のものを）を添付すること。

登録通知（地方整備局長印があるもの。）

（案）

国関整建二産登 第 号

平成 年 月 日

別紙申請者あて

関東地方整備局長

測量法に基づく測量業者としての
登録について（通知）

貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録したので、同条第2項の規定により通知する。

記

登録年月日

平成 年 月 日

登録番号

登録第（ ） - 号

第一面

(別表第十一(第十二条関係))

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)



[] 都・道・府・県

測量業者登録申請書（第一面）

×登録番号	登録第	号	×登録年月日	令和	年	月	日	登録
測量法第55条2の規定により測量業者としての登録の申請をします。								
令和 年 月 日								
申請者								
殿								
申請の区分				新規登録		更新登録		
ふりがな 商号又は名称								
資本金又は出資の額								
役員〔業務を執行する社員、取締役、〕の氏名及び役名				申請時 の登録		登録第 号		
ふりがな 氏 名		役 名		年 月 日登録				
				収入印紙				
				(消印してはならない)				

記載要領

- 1 ×印欄は記載しないこと。
- 2 申請の区分欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 資本金又は出資の額、役員の氏名及び役名の欄は、法人の場合にのみ記載すること。

注1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

別表第十一（第十二条関係）別紙

〈別表第十一（第十二条関係）〉

（用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。）

別 紙

主として請け負う測量の種類		
1. 三 角 測 量	5. 空 中 写 真 撮 影	
2. 多 角 測 量	6. 空 中 写 真 図 化	
3. 水 準 測 量	7. 地 図 の 調 製	
4. 地形測量及び平面測量	8. そ の 他 の 測 量	
(空中写真によるものを除く。)		
営 業 所		測量業以外に行っている営業又は事業種類
名 称	所 在 地	
〈主たる営業所〉		
〈その他の営業所〉		
計	0	箇所

記載要領

- 主として請け負う測量の種類欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 営業所欄は、本店又は支店若しくは常時測量の請負契約を締結する事務所を記載すること。

注 1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

添付書類（ト）誓約書の部分

(別表第十二(第十四条関係))
添付書類(ト)(法第55条の3第6号)

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

誓 約 書

測量法第55条の13に規定する要件を下記のとおり備えていることを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者

殿

記

(1) 法第55条の13第1項の営業所

営 業 所 名	測 量 士 の 氏 名	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

(2) 法第55条の13第2項の営業所

営 業 所 名	測量業者の氏名（測量業者が法人である場合においては、測量士である役員の氏名及び役名）	測量士の登録番号	測量士の登録年月日

注 1：測量業者登録申請書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

【地理的条件の場合の添付資料（地質調査業務の場合）】

参加表明者（企業）の経験及び能力における地域性について、地質調査業務登録をしている者は、地質業者登録規定に基づく下記書類の写し（最新のものを）を添付すること。

様式第16号イ。受付印があるもの

様式第18号（第7条関係）

(用紙A4)

地質調査業者現況報告書

地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。
この報告書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

報告者

殿

イ

登録番号	質 一	登録年月日	平成 年 月 日	当初登録年月日	年 月 日
(ふりがな) 商号又は名称				資本金額	千円
				創業年月日	年 月 日
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名			営業所		
(ふりがな) 氏 名	役 職 名	名 称	(郵便番号)	所 在 地	(電話番号)
		(主たる営業所)			
		(その他の営業所)			
役員その他企業役員との兼務状況					
他にしている営業又は事業の種類					

記載要領

1 「資本金額」の欄は、法人である場合に記載すること。

2 「役員の氏名及び役職名」の欄は、個人の場合は本人及び支配人について記載すること。

3 「営業所」の欄は、本店又は常時地質調査に関する契約を締結する支店若しくは事務所を記載すること。

4 「役員その他企業役員との兼務状況」の欄は、当該役員が他企業の役員を兼務している場合に、その企業名及び役職名を記載すること。

電話番号	()
FAX番号	()
取 扱 責 任 者 所 属 氏 名	

注1：地質調査業者現況報告書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

様式第16号ホ

様式第18号（第7条関係）

（用紙A4）

ホ

技 術 管 理 者						
所属営業所の 名称	(ふりがな) 氏 名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名 学 科 名 (卒業・修了年月)	実務経験 年 数	区分
					満 年 月	イ ロ ハ
現 場 管 理 者						
所属営業所の 名称	(ふりがな) 氏 名	生年月日	資格等の名称 (登録又は取得年月日)	最終学校名 学 科 名 (卒業・修了年月)	実務経験 年 数	区分
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ
					満 年 月	イ ロ

記載要領

- 「資格等の名称」の欄は、技術士、土木施工管理技術士、地質調査技士等を記載することとし、技術士である場合には、技術士登録の技術部門及び技術士第二次試験の選択科目を記載すること。
- 「実務経験年数」の欄は、地質調査に関する実務の経験年数を記載すること。
- 技術管理者の「区分」の欄は、規程第3条第1号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロ、同号ハに該当する者についてはハを○で囲むこと。
- 現場管理者の「区分」の欄は、規程第3条第2号イに該当する者についてはイ、同号ロに該当する者についてはロを○で囲むこと。

注1：地質調査業者現況報告書等に「別紙のとおり」との記載がある場合は、別紙の写しも添付すること。

荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務(測量・地質調査・調査検討・設計)に関する協定の締結における評価基準表

区分（１）：工事用測量に関する業務 区分（２）：UAV等による空中写真測量に関する業務 区分（３）：地質調査に関する業務 区分（４）：治水対策検討等に関する業務 区分（５）：治水施設（護岸・堤防・樋管（門）等）の詳細設計に関する業務							
評価項目			評価基準		評価のウエイト		
企業の経験及び能力	企業の業務経験	企業の業務実績	平成２８年度以降公告日までに完了した業務を下記にて評価する。 ・区分（１）・（２）・（３）・（４）・（５）については、国・特殊法人・地方公共団体等発注業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。 区分（１）：河川における工事用測量に関する業務 区分（２）：河川におけるUAV等による空中写真測量に関する業務 区分（３）：河川における地質調査に関する業務 区分（４）：治水対策検討等に関する業務 区分（５）：治水施設の詳細設計に関する業務 ①実績あり ②実績なし			①— ②選定しない	
		地理的条件	・区分（１）の業務 本店の所在地を下記により評価する。 ①東京都内、埼玉県内又は群馬県内に本店がある。 上記以外の場合は指名しない。 ・区分（２）・（４）・（５）の業務 ①関東地方整備局管内に本店がある。 ②関東地方整備局管内に支店又は営業所がある。 ・区分（３）の業務 ①埼玉県内に本店がある。 ②埼玉県内に支店又は営業所がある。			区分（１） ①５点 ②選定しない 区分（１）以外 ①５点 ②３点	
	地域性	地域貢献度	・令和３年度以降公告日までに、以下の災害活動実績のある者を評価する。 【災害活動実績】 ①発注事務所における災害活動実績 ②発注事務所管内を含む都県内に所在地がある事務所等における災害活動実績 ③関東地方整備局管内における災害活動実績 ④関東地方整備局管外における災害活動実績がある。 （関東地整管外における災害活動実績については、関東地方整備局長からの要請を受け災害活動を行った場合に限る） ⑤上記以外 ①の場合は③を満たすこと。			①１０点 ②８点 ③６点 ④４点 ⑤２点	
			公告日までに、以下の災害協定締結のある者を評価する。 【災害協定】 ①発注事務所における災害協定を締結 ②上記以外			①５点 ②３点	
		専門技術力	業務成績	企業の業務成績 令和５年度以降令和６年度末までに完了した業務を下記にて評価する。 区分（１）（２）（３）（４）（５）においては、国交省等発注業務のうち、区分毎に次の業務の有無により評価する。 区分（１）：河川における工事用測量に関する業務 区分（２）：河川におけるUAV等による空中写真測量に関する業務 区分（３）：河川における地質調査に関する業務 区分（４）：治水対策検討等に関する業務 区分（５）：治水施設の詳細設計に関する業務 ※評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がある者が、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 １）国交省等の発注業務（港湾空港関係を除く。） ２）地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記２）の実績により評価を行う場合は右記③と評価し加点するが１）又は２）の実績がない場合は右記⑥として評価し、加点しない。 ①８０点以上 ②７９点以上８０点未満 ③７８点以上７９点未満 ④７７点以上７８点未満 ⑤６０点以上７７点未満 ⑥６０点未満	①２５点 ②２０点 ③１５点 ④１０点 ⑤５点 ⑥０点		
		優良表彰	・関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務で、令和５年度以降令和６年度末までに完了した業務のうち、協定区分の業種において優良業務表彰等の表彰がある者を以下の順位で評価する。 ①優良業務表彰（局長）を受けた経験がある者。 ②優良業務表彰（部長・事務所長）を受けた経験がある者。			①５点 ②３点	
小計					５０点		
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	区分（１）：測量士 区分（２）：測量士 区分（３）：ア）技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設－土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」） イ）技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は「応用理学－地質」） ウ）国土交通省登録技術者資格 エ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級：資格分野を「地盤・基礎」）（上記ウを除く） 区分（４）：ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） イ）技術士（建設部門） ウ）国土交通省登録技術者資格 エ）RCCM（上記ウを除く） オ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）（上記ウを除く） 区分（５）：ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） イ）技術士（建設部門） ウ）国土交通省登録技術者資格 エ）RCCM（上記ウを除く） オ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）（上記ウを除く） ①有資格者あり ②有資格者なし			①１０点 ②選定しない	
	専門技術力	業務成績	令和３年度以降令和６年度末までに完了した業務の実績を以下の項目で評価する。 国交省等発注業務のうち、区分毎に次の業務の実績により評価する。 区分（１）：河川における工事用測量に関する業務 区分（２）：河川におけるUAV等による空中写真測量に関する業務 区分（３）：河川における地質調査に関する業務 区分（４）：治水対策検討等に関する業務 区分（５）：治水施設の詳細設計に関する業務	①８０点以上 ②７９点以上８０点未満 ③７８点以上７９点未満 ④７７点以上７８点未満 ⑤６０点以上７７点未満 ⑥６０点未満	①３０点 ②２４点 ③１８点 ④１２点 ⑤６点 ⑥０点		
		優良表彰	・関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務で、令和３年度以降令和６年度末までに完了した業務のうち、協定区分の業種において優良業務表彰等の表彰がある者を以下の順位で評価する。 ①優良業務表彰（局長）を受けた経験がある者。 ②優良業務表彰（部長・事務所長）を受けた経験がある者。			①１０点 ②５点	
小計					５０点		
評価点 計					１００点		